

第48号議案

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出いたします。

令和6年2月13日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

令和6年2月13日（火）
（教）福利課年金係
内線 4570

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則について（概要）

1 改正理由

令和5年度から公務員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなり、当分の間、60歳（労務職員は63歳）に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当額については、退職事由を定年退職として算定する規定を設け、公立学校職員退職手当支給条例の改正（令和5年4月1日施行）を行ったが、同規定は、勤続11年以上の退職者に限って適用されている。

勤続11年未満の退職者についても、同様の規定を適用するため、公立学校職員退職手当支給規則について、所要の改正を行う。

2 改正内容

11年未満の期間勤続した者について、当分の間、60歳（労務職員は63歳）に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当額については、退職事由を定年退職として算定する。

3 施行日

公布日

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員退職手当支給規則（昭和三十一年群馬県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 当分の間、条例第三条第二項の規定は、十一年未満の期間勤続した者であつて、六十歳（群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第五十一号）による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第六号）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十三歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対しては適用しない。

附 則

この規則は、令和六年 月 日から施行する。

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○公立学校職員退職手当支給規則 昭和三十一年七月六日教育委員会規則第十号</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。</p> <p>2 <u>当分の間、条例第三条第二項の規定は、十一年未満の期間勤続した者であつて、六十歳（群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第五十一号）による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第六号）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十三歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対しては適用しない。</u></p> <p>3 <u>条例附則第十四項ただし書に規定する委員会規則で定める額は、第五条の七各号に定める額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和六年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p>○公立学校職員退職手当支給規則 昭和三十一年七月六日教育委員会規則第十号</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 条例附則第十四項ただし書に規定する委員会規則で定める額は、第五条の七各号に定める額とする。</p>